

# (仮称) 栗国村教員住宅 (南棟Ⅱ) 新築工事 (機械設備)

図 面 目 録			
図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺	
		A 1	A 3
M-00	図 面 目 録	N/S	N/S
M-01	特記仕様書 (1)	N/S	N/S
M-02	特記仕様書 (2)	N/S	N/S
M-03	特記仕様書 (3)	N/S	N/S
M-04	特記仕様書 (4)	N/S	N/S
M-05	配 置 図	1/100	1/200
M-06	衛生機器・器具表	N/S	N/S
M-07	給排水衛生設備系統図	N/S	N/S
M-08	1階給排水設備平面図	1/50	1/100
M-09	2階給排水設備平面図	1/50	1/100
M-10	R階給排水設備平面図	1/50	1/100
M-11	1階消火設備平面図	1/50	1/100
M-12	2階消火設備平面図	1/50	1/100
M-13	空調・換気機器表	N/S	N/S
M-14	1階空調・換気設備平面図	1/50	1/100
M-15	2階空調・換気設備平面図	1/50	1/100
M-16	断面図 (参考)	1/50	1/100

## 栗国村教育委員会

工事名称	(仮称) 栗国村教員住宅 (南棟Ⅱ) 新築工事 (建築)	工事年度	令和5年度
工事場所	栗国村字東544番地 (他3筆)	図面名称	目 録
発注機関	栗国村教育委員会	縮 尺	S/N (A1) S/N (A3)
摘 要	管理建築士	図面番号	M-00
検 印	設 計	製 図	名 称 (株) 渡久山設計
			資格者氏名 比嘉 義明
			登録番号 一級建築士 大屋義隆 第 25650号 一級建築士事務所担任登録 第104-196号
			所在地 浦添市牧港2丁目8番4号



項目	特記事項
	※
一般共通事項	
○ 1 工事实績情報の登録 (1.1.4)	工事实績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和3年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和4年版)(一般社団法人公共建築協会) ※
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
5 工事の余裕期間	(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとす。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。
6 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。
○ 7 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。

○ 8 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。
○ 9 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
○ 10 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合8,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。
○ 11 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※ 資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。
○ 12 監理技術者の兼務(特例監理技術者の配置)	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。
○ 13 電気保安技術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。
14 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ( )
○ 15 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号)
○ 16 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。

○ 17 発生材の処理等 (1.3.9)	(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン  適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など) (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 発生材の種類及び処理方法 引渡しを要するもの ・ 無 ・ 有(図示) 特別管理産業廃棄物 ・ 無 ・ 有(図示) ※現場調査を行う 再利用を図るもの ・ 無 ・ 有(図示) (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいぐる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 <a href="http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html">http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html</a> なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>(仮称)粟国村教員住宅(南棟Ⅱ)新築工事(建築)</th> <th>工事年度</th> <th>令和 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事場所</td> <td>粟国村字東544番地(他3筆)</td> <td>図面名称</td> <td>特記仕様書(機械設備)-2</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>粟国村教育委員会</td> <td>縮尺</td> <td>N/S</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td>M-02</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">検印</td> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>設計者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>名称</td> <td>(株)渡久山設計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資格者氏名</td> <td>比嘉 義明</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>所在地</td> <td>浦添市牧港2丁目8番4号</td> </tr> </tbody> </table>		工事名称	(仮称)粟国村教員住宅(南棟Ⅱ)新築工事(建築)	工事年度	令和 年度	工事場所	粟国村字東544番地(他3筆)	図面名称	特記仕様書(機械設備)-2	発注機関	粟国村教育委員会	縮尺	N/S	概要		図面番号	M-02	検印	管理建築士	設計	製図			設計者			名称	(株)渡久山設計			資格者氏名	比嘉 義明				登録番号					所在地	浦添市牧港2丁目8番4号
工事名称	(仮称)粟国村教員住宅(南棟Ⅱ)新築工事(建築)	工事年度	令和 年度																																							
工事場所	粟国村字東544番地(他3筆)	図面名称	特記仕様書(機械設備)-2																																							
発注機関	粟国村教育委員会	縮尺	N/S																																							
概要		図面番号	M-02																																							
検印	管理建築士	設計	製図																																							
			設計者																																							
			名称	(株)渡久山設計																																						
			資格者氏名	比嘉 義明																																						
			登録番号																																							
			所在地	浦添市牧港2丁目8番4号																																						

<p>○ 18 工事の保険等</p>	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 火災保険</li> <li>※ 組立保険</li> <li>※ 請負業者賠償責任保険</li> <li>・ 建設工事保険</li> <li>・ 労働災害総合保険</li> </ul> <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>	<p>(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。</p> <p>ア ゆいぐる材利用状況報告書</p> <p>イ ゆいぐる材出荷量証明書</p> <p>(5) 建築物等の利用に関する説明書について</p> <p>◎ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。</p> <p>(6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p>	<p>○ 2 配管材料(2.1.2)</p> <p>○ 3 埋設配管(2.7.1)</p> <p>○ 4 保温工事(3.1.1)</p> <p>○ 5 塗装(3.2.1)</p> <p>○ 6 仮設工事(4.1.1)</p>	<p>管材は別表-2による。ただし、図示されたものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地中埋設標の設置は図示によるほか屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。</li> <li>◎ アスファルト舗装以外の地中埋設標は、( ◎ コンクリート製 ・ 鉄製)とする。</li> </ul> <p>図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。</p> <p>露出部分は全て塗装を施すこと。</p> <p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。監督員事務所を本工事で(※設置しない ・ 設置する( ・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="2122 493 2789 567"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</li> </ul>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																													
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																																		
<p>○ 19 ゆいぐる材について</p>	<p>(1) ゆいぐる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。</p> <p>イ ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいぐる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいぐる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>	<p>○ 25 情報共有システムの使用</p> <p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】:ブロードバンド回線</p> <p>【パソコンOS】 :Microsoft Windows 8.1/10</p> <p>【推奨ブラウザ】 :Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は、沖縄県CALCシステムの利用にあつては沖縄県とCALC運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALCシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALCシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。</p> <p>26 標識その他(1.7.4)</p> <p>主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。</p> <p>○ 27 機材</p> <p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。</p> <p>○ 28 施工</p> <p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p> <p>○ 29 耐震施工</p> <p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。</p> <p>※ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」</p> <p>・</p> <p>(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p> <p>30 磁気探査</p> <p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建設部)によるものとし、位置は図示による。</p> <p>○ 31 墜落制止用器具</p> <p>墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。</p> <p>○ 32 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事</p> <p>本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領(案)」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。</p> <p>○ 33 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について</p> <p>本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の対象工事であり、受注後に「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」によりCCUSを活用するか発注者と協議するものとする。</p> <p>実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。</p> <p>34 その他</p> <p>※</p>	<p>○ 7 土工事(4.2.1)</p> <p>建設発生土の処分は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 構内敷きならし</li> <li>・ 構内たい積</li> <li>・ 場外搬出適切処理</li> </ul> <p>搬出先名称( )</p> <p>搬出先所在地( )</p> <p>運搬距離( km )</p> <p>搬出先基準(条件)( )</p> <p>○ 8 その他</p> <p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は請負者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道引込に係る負担金( 円)</li> <li>・ ガス引込に係る負担金( 円)</li> </ul> <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <p>※</p>																																																																		
<p>○ 20 機材の品質等(1.4.2)</p> <p>21 技能士(1.5.2)</p> <p>22 化学物質の濃度測定(1.5.8)</p> <p>23 技術検査(1.6.2)</p> <p>○ 24 完成時の提出図書(1.7.1)</p>	<p>※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。)</p> <p>※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p> <p>技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配管施工(建築配管作業)</li> <li>・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業)</li> <li>・ 冷凍、空調調和機器施工(冷凍、空調調和機器施工作業)</li> <li>・ 建築板金施工(ダクト板金作業)</li> </ul> <p>(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。</p> <table border="1" data-bbox="371 1365 1023 1459"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>測定時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けられない。</p> <p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。( )</p> <p>(1) 本工事は完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。</p> <p>(2) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p>	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考					<p>共通工事</p> <p>○ 1 総合試運転調整等(1.3.3)</p> <p>総合調整は以下の項目を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風量調整</li> <li>◎ 水量調整</li> <li>・ 室内外空気の温湿度の調整</li> <li>・ 室内気流及びじんあいの調整</li> <li>◎ 騒音、振動の調整</li> <li>◎ 飲料水の水質の測定</li> <li>・ 雑用水の水質の測定</li> <li>・ 運転状態(総合試運転調整結果)の記録</li> </ul>	<p>空気調和設備工事</p> <p>1 空気調和機</p> <p>室外機は、図示された場合を除き以下による。</p> <p>※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。)</p> <p>※端子板にヤモリガード対策を施す。</p> <p>2 制気口</p> <p>図示されていない制気口の材質は( ・ 鋼板 ・ アルミニウム板)とする。</p> <p>3 ダクト(1.14.3)</p> <p>長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、 ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト( ・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ)工法とする。</p> <p>4 ダクト付属品</p> <p>風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送風機吐側</li> <li>・ 送風機吸い込み側</li> <li>・ 外気取り入れダクト</li> </ul> <p>5 設計温湿度条件</p> <p>設計温湿度条件は以下による。</p> <table border="1" data-bbox="2122 1417 2789 1522"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="2">室内( )</th> </tr> <tr> <th>温度(℃)</th> <th>湿度(%)</th> <th>温度(℃)</th> <th>湿度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 その他</p> <p>※</p>		外気		室内( )		温度(℃)	湿度(%)	温度(℃)	湿度(%)	夏季					冬季					<table border="1" data-bbox="2107 1743 2789 1974"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <td>(仮称)粟国村教員住宅(南棟Ⅱ)新築工事(建築)</td> <th>工事年度</th> <td>令和 年度</td> </tr> <tr> <th>工事場所</th> <td>粟国村字東544番地(他3筆)</td> <th>図面名称</th> <td>特記仕様書(機械設備)-3</td> </tr> <tr> <th>発注機関</th> <td>粟国村教育委員会</td> <th>縮尺</th> <td>N/S</td> </tr> <tr> <th>概要</th> <td></td> <th>図面番号</th> <td>M- 03</td> </tr> <tr> <th rowspan="4">検印</th> <th>管理建築士</th> <th>設計</th> <th>製図</th> <th rowspan="4">設計者</th> <th>名称</th> <td>(株)渡久山設計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>資格者氏名</th> <td>比嘉 義明</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>登録番号</th> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>所在地</th> <td>浦添市牧港2丁目8番4号</td> </tr> </thead> </table>	工事名称	(仮称)粟国村教員住宅(南棟Ⅱ)新築工事(建築)	工事年度	令和 年度	工事場所	粟国村字東544番地(他3筆)	図面名称	特記仕様書(機械設備)-3	発注機関	粟国村教育委員会	縮尺	N/S	概要		図面番号	M- 03	検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	(株)渡久山設計				資格者氏名	比嘉 義明				登録番号					所在地	浦添市牧港2丁目8番4号
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																																																		
	外気		室内( )																																																																		
	温度(℃)	湿度(%)	温度(℃)	湿度(%)																																																																	
夏季																																																																					
冬季																																																																					
工事名称	(仮称)粟国村教員住宅(南棟Ⅱ)新築工事(建築)	工事年度	令和 年度																																																																		
工事場所	粟国村字東544番地(他3筆)	図面名称	特記仕様書(機械設備)-3																																																																		
発注機関	粟国村教育委員会	縮尺	N/S																																																																		
概要		図面番号	M- 03																																																																		
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	(株)渡久山設計																																																															
					資格者氏名	比嘉 義明																																																															
					登録番号																																																																
					所在地	浦添市牧港2丁目8番4号																																																															

別表-1(関連工事との取り合い)

工事内容	別途工事		
	本工事 機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※	・
	架台、アンカーボルト	※	・
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	※	・
	補強鉄筋	・	※
	スリーブの穴埋め	※	・
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ	※	・
	補強鉄筋	・	※
天井、壁の切り込み	型枠の穴埋め	※	・
	墨出し	※	・
開口部補強	下地組み、ボード類切り込み (吹出口、吸込口、消火栓等)	・	※
開口部補強 インサート	軽量鉄骨天井、壁下地 インサート	・	※
外気取付ガラー	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	・	※
	上記の配線	※	・
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※
	上記の配線	※	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・
自動制御	上記の配管、配線	・	※
	電気配管	・	・
	電気配線	・	・
	電源供給	・	※
浄化槽	コンクリート躯体	・	・
	基礎コンクリート	※	・
	基礎杭	・	・
	根切り、埋戻し	※	・
	残土処理	※	・
	防護柵	・	・
	土止め工事	・	・
	保護砂	・	・
	湧水処理	・	・
	送風機室(換気用送風機を含む)	・	・
	操作盤までの1次側電気工事	・	※
樋	操作盤以降の2次側電気工事	※	・
	ルーフトレイン及び立て樋	・	※
流し類	立て樋接続用埋設横引管	・	※
	台所流し台、手洗い流し台(SUS人研ぎ共)	・	※
化粧鏡	上記の配管接続	※	・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	※	・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	※	・
身障者用手すり	衛生器具回り	※	・
	その他手すり	・	※
		・	・

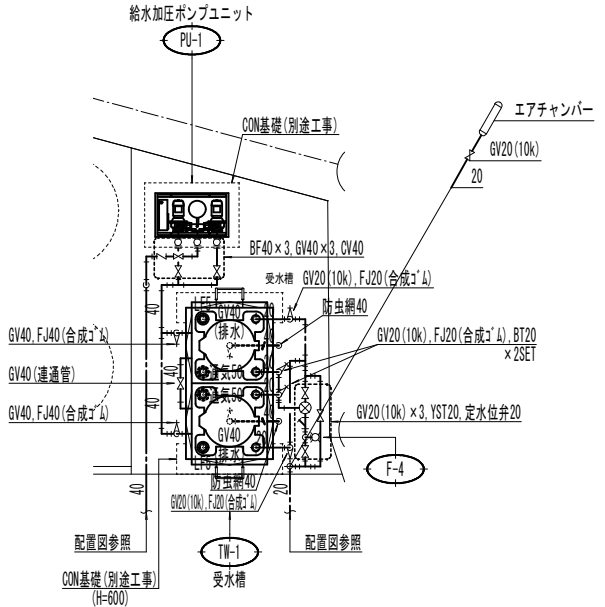
※配線は接続を含むものとする。

別表-2(管材)

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニール管(HI-VP)
	機械室・便所配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニール管(HI-VP)
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニール管(HI-VP)
	地中配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニール管(HI-VP)
給湯管	屋内一般配管	給湯・被覆銅管(20A以下)、銅管(25A以上)
	機械室・便所配管	給湯・被覆銅管(20A以下)、銅管(25A以上)
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	給湯・被覆銅管(20A以下)、銅管(25A以上)
	地中配管	給湯・被覆銅管(20A以下)、銅管(25A以上)
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニール管(VP)
	機械室・便所配管	排水・硬質ポリ塩化ビニール管(VP)
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	排水・硬質ポリ塩化ビニール管(VP)
	地中配管	排水・硬質ポリ塩化ビニール管(VP)
通気管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニール管(VP)
	機械室・便所配管	排水・硬質ポリ塩化ビニール管(VP)
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	排水・硬質ポリ塩化ビニール管(VP)
	地中配管	排水・硬質ポリ塩化ビニール管(VP)
ガス管	屋内一般配管	ガス・配管用炭素鋼鋼管(SGP・白)
	機械室・便所配管	ガス・配管用炭素鋼鋼管(SGP・白)
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	ガス・配管用炭素鋼鋼管(SGP・白)
	地中配管	ガス・ポリエチレン被覆鋼管(PLP)

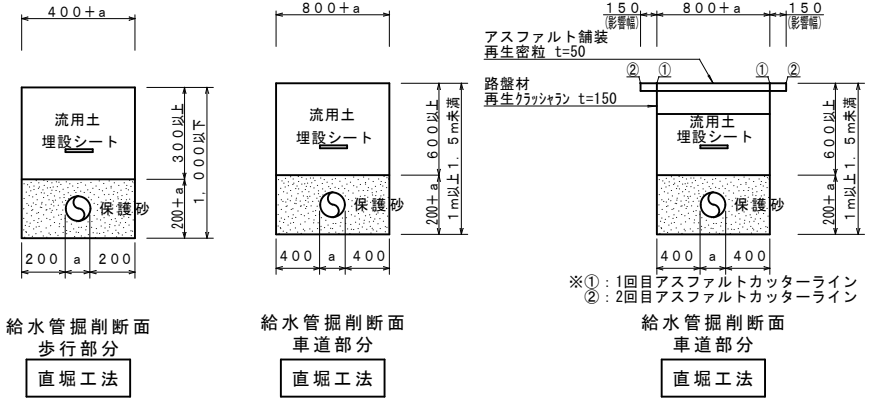
特記事項  
 ※ 冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。  
 ※

工事名称	(仮称)栗国村教員住宅(南棟II)新築工事(建築)	工事年度	令和 年度
工事場所	栗国村字東544番地(他3筆)	図面名称	特記仕様書(機械設備)-4
発注機関	栗国村教育委員会	縮尺	N/S
概要		図面番号	M-04
検印	管理建築士	設計	設計者 名称 (株)渡久山設計 資格者氏名 比嘉 義明 登録番号 所在地 浦添市牧港2丁目8番4号
		製図	



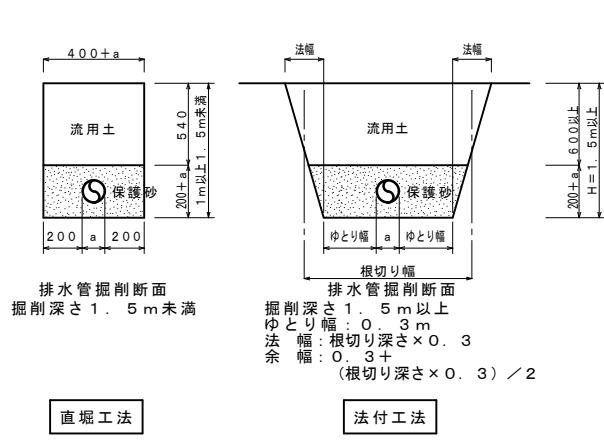
受水槽廻り平面詳細図 S=1/50  
(南棟Ⅱ)

※TW-1(受水槽)は保守点検スペースとして、受水槽の周囲及び下部は「600mm以上」、上部は「1000mm以上」を確保するものとする。



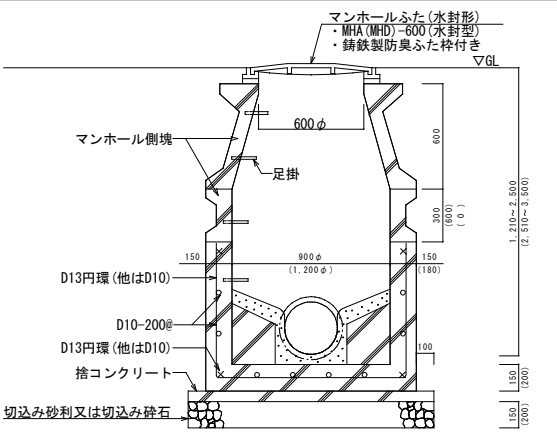
配管掘削断面参考図 NOSCALE

※：根切り深さを軽減する為、原則として施工は盛土前に行い、養生する事。  
※：根切り深さ1.5m未満は直掘り工法とする。  
※：根切り深さ1.5m以上の汚水樹は、簡易山留めを設置し施工する事。

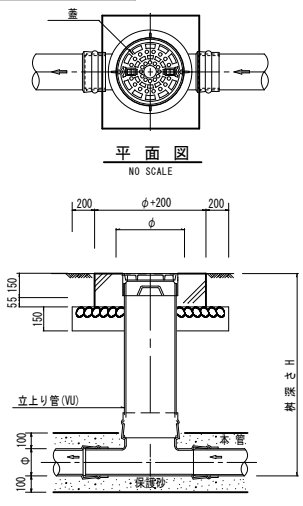


排水掘削断面参考図 NOSCALE

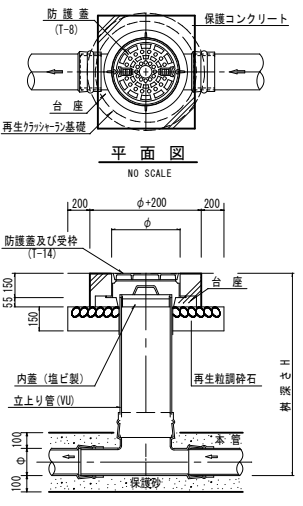
※：1回目 アスファルトカッターライン  
※：2回目 アスファルトカッターライン



断面図  
インバート樹(SC-4/SC-5)標準図



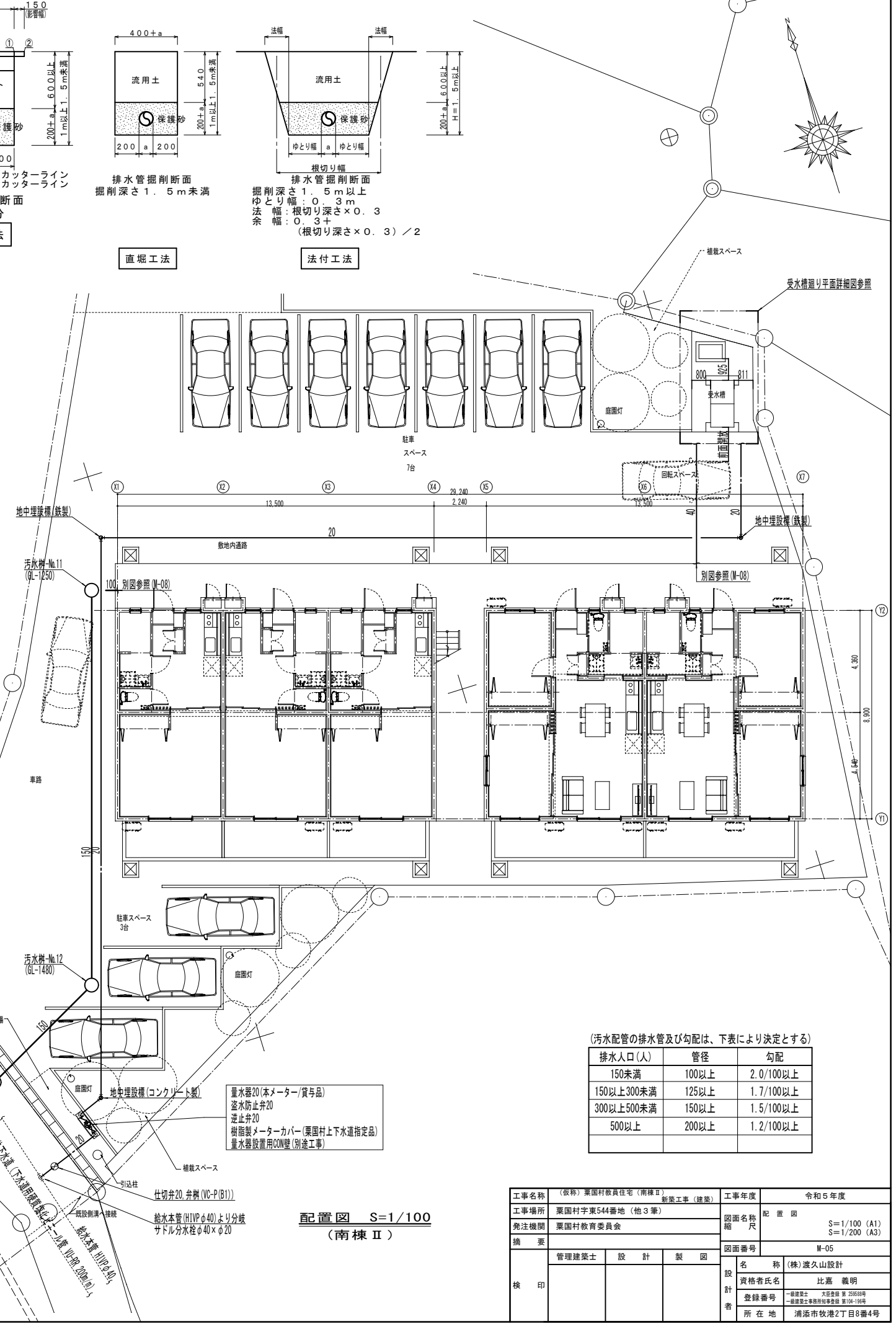
断面図  
塩ビ製小口径樹標準図(一般部分)



断面図  
塩ビ製小口径樹標準図(車道部分)

No	地盤高さ (EL=)	管底深さ (EL=)	樹深さ (mm)	樹口径	樹仕様	インバート	樹蓋	備考
1	27.150	26.750	400	150φ	小口径樹	90L 100-150	ミカゲ150φ T-2	
2	27.150	26.710	440	150φ	小口径樹	90Y 100-150	ミカゲ150φ T-2	
3	27.150	26.660	490	150φ	小口径樹	90Y 100-150	ミカゲ150φ T-2	
4	27.150	26.620	530	150φ	小口径樹	90Y 100-150	ミカゲ150φ T-2	
5	27.150	26.480	670	150φ	小口径樹	90Y 100-150	ミカゲ150φ T-2	
6	27.150	26.460	690	150φ	小口径樹	90Y 100-150	ミカゲ150φ T-2	
7	27.150	26.330	820	150φ	小口径樹	90Y 100-150	ミカゲ150φ T-2	
8	27.150	26.310	840	150φ	小口径樹	90Y 100-150	ミカゲ150φ T-2	
9	27.150	26.280	870	150φ	小口径樹	90Y 100-150	ミカゲ150φ T-2	
10	27.150	26.260	890	150φ	小口径樹	90Y 100-150	ミカゲ150φ T-2	
11	27.000	25.750	1,250	900φ	SC-4	中継	MHA-600 15kN	
12	27.000	25.520	1,480	900φ	SC-4	曲り	MHA-600 15kN	
13	27.330	25.430	1,900	900φ	SC-4	中継	MHA-600 15kN	
既設樹	27.330	25.400	1,930	-	-	公共受樹	-	既設公共受樹

※ 上記の地盤高さは参考とする。尚、施工箇所に於ける地盤高さについては関係者に確認し施工すること。  
※ 上記に於ける樹蓋の仕様は参考とし、栗園村下水道指定品の有無を確認・調整すること。  
※ 給排水配管施工に於いて、コンクリート、アスファルト等の切断・掘削、復旧も本工事とする。



配置図 S=1/100  
(南棟Ⅱ)

(汚水配管の排水管及び勾配は、下表により決定とする)

排水人口(人)	管径	勾配
150未満	100以上	2.0/100以上
150以上300未満	125以上	1.7/100以上
300以上500未満	150以上	1.5/100以上
500以上	200以上	1.2/100以上

工事名称	(仮称)栗園村教員住宅(南棟Ⅱ) 新築工事(建築)	工事年度	令和5年度
工事場所	栗園村字東544番地(他3筆)	図面名称	配置図
発注機関	栗園村教育委員会	縮尺	S=1/100 (A1) S=1/200 (A3)
摘要		図面番号	M-05
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	(株)渡久山設計	
	資格者氏名	比高 義明	
	登録番号	第一級建築士 大田 義明 第 25958号 一級建築士事務所 比高 義明 第 104-106号	
所在地	浦添市牧港2丁目8番4号		

衛生機器表

機器番号	機器名称	機器仕様	電源				台数	設置室	備 考
			Φ	v	k w	w			
TW-1	高置水槽 (2槽式)	型 式：ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形又はボルト組立形） 容 量：4.0m <sup>3</sup> （有効容量≒3.2m <sup>3</sup> ）耐震基準=1.0G 寸 法：2,000（1,000+1,000）×1,000×2,000H 附 属 品：平架台H=150H（溶融亜鉛メッキ2種55以上） 入水口（20Aボールタップ）×2 入水口（20Aボールタップ）×2 出水口（40A）×2、排水口（50A）×2 溢水口（50A）×2、通気（100A以上・防虫網付）×2 連通管口（40A）×2、 防波管電極取付用台座（LF-5用・カバー付）×2 電極用防波管（75A）×2 内梯子（樹脂製）×2、外梯子（SUS製）×2 電極取付用座（LF-5用・カバー付）×1 600φマンホール（カギ付）×2 その他付属品一式	-	-	-	-	1	屋外	コンクリート基礎 (別途工事)
PU-1	給水加圧ポンプユニット	型 式：トッランナーモータ搭載推定末端圧力一定制御（インバータ方式） 2台並列交互運転形 容 量：45L/min×15m 附 属 品：圧力センサー、制御盤 防振架台、基礎ボルト、ポンプカバー（SUS製） その他付属品一式	1	200	0.4 ×2	-	1	屋外	コンクリート基礎 (別途工事)
WHG-1	ガス湯沸器	型 式：瞬間式・PS設置型・沖縄仕様品 定 格 加 熱 能 力：16号 定 格 燃 料 消 費 量：30.0kw(≒2.14kg/h) 附 属 品：リモコンスイッチ、リモコンケーブル その他付属品一式	1	100	-	30	6	1DKタイプ…PS内 ※1階×3台 ※2階×3台	
WHG-2	ガス湯沸器	型 式：瞬間式・PS設置型・沖縄仕様品 定 格 加 熱 能 力：20号 定 格 燃 料 消 費 量：37.5kw(≒2.68kg/h) 附 属 品：リモコンスイッチ、リモコンケーブル（≒20m） その他付属品一式	1	100	-	40	4	2LDKタイプ…PS内 ※1階×2台 ※2階×2台	

特記事項

- 電気容量は参考値とする。
- WHG-1、WHG-2の設置・転倒防止の措置は、国土交通省告示第1447号「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件の一部を改定する件」に対応させるものとする。
- ガス湯沸器の消費電力及びガス消費量は JIS C 2109 に規定された定格条件による。

衛生器具表

記号	名 称	JIS記号	品 番		附 属 品	1・2階(1DKタイプ)…計6室					1・2階(2LDKタイプ)…計4室					その他				合 計	備 考		
			TOTO	LIXIL		D	W	洗	バ	小	D	W	洗	バ	小	P	P	受	小				
						K	C	面	ル	計	K	C	面	ル	計	S	S	水	計				
								・	コ				・			外	外	槽		計			
								脱	ニ				脱	ー	(	(	置			計			
								衣	ー				衣	側	側	場				計			
C-1	洋風大便器（壁給水・LT）	C1200S	CS232B、SH232BA TC291 YH52R	YBC-Z30S、DT-Z350 CF-39AK CF-AA22H	便器：床置床排水+密結ロータンク 便座：普通便座 紙巻器：樹脂製			6			6									0	10		
L-1	壁掛手洗器	-	LSH50AP	YL-A35HC	立水栓、Pトラップ、壁給水			6			6									0	10		
L-2	洗面化粧台	-	LDBA060BAGMS1A、L MBA060B1GDC1G	FTV1N-605SY、MFTX1-601YFJU	洗面化粧台、化粧鏡（一面鏡・LEDランプ）、止水栓×2				6				4							0	10	寸法：≒600W×500D×1800H	
A-1	洗濯機パン	-	PWP640N2W、PJ2008NW	PF-6464AC、TP-52	640サイズ、横引きトラップ				6											0	6	寸法：≒640×640	
A-2	洗濯機パン	-	PWP740N2W、PJ2008NW	PF-7464AC、TP-52	740サイズ、横引きトラップ						0									0	4	寸法：≒740×640	
M-1	化粧鏡	-	YM3035A	KF-3035					6											0	10	寸法：≒300W×350H	
F-1	洗濯機用水栓	-	TW11R	LF-WJ50KQA	緊急止水弁付					6				4						0	10		
F-2	シングル混合水栓（壁付）	-	TKS05311J	SF-WM435SY	スパウト長さ：≒220mm	6					6	4								0	10		
F-3	万能ホーム水栓	F7	T200SNR13C	LF-7R-13										4						0	10		
F-4	横水栓（カップリング付）	F12	T28AKUH13	LF15G-13-CV							0						0	2	2	1	5	5	キー式

特記事項

- コンクリート等に取り付ける場合は、A Yボルトを使用する。

工事名称	（仮称）栗国村教育住宅（南棟Ⅱ） 新築工事（建築）		工事年度	令和5年度
工事場所	栗国村字東544番地（他3筆）		図面名称	衛生機器・器具表
発注機関	栗国村教育委員会		縮 尺	S/N (A1) S/N (A3)
摘 要			図面番号	M-06
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称 (株)渡久山設計
				資格者氏名 比嘉 義明
				登録番号 一級建築士 大臣登録第 25988号 一級建築士 大臣登録第 104-10号
				所 在 地 浦添市牧港2丁目8番4号

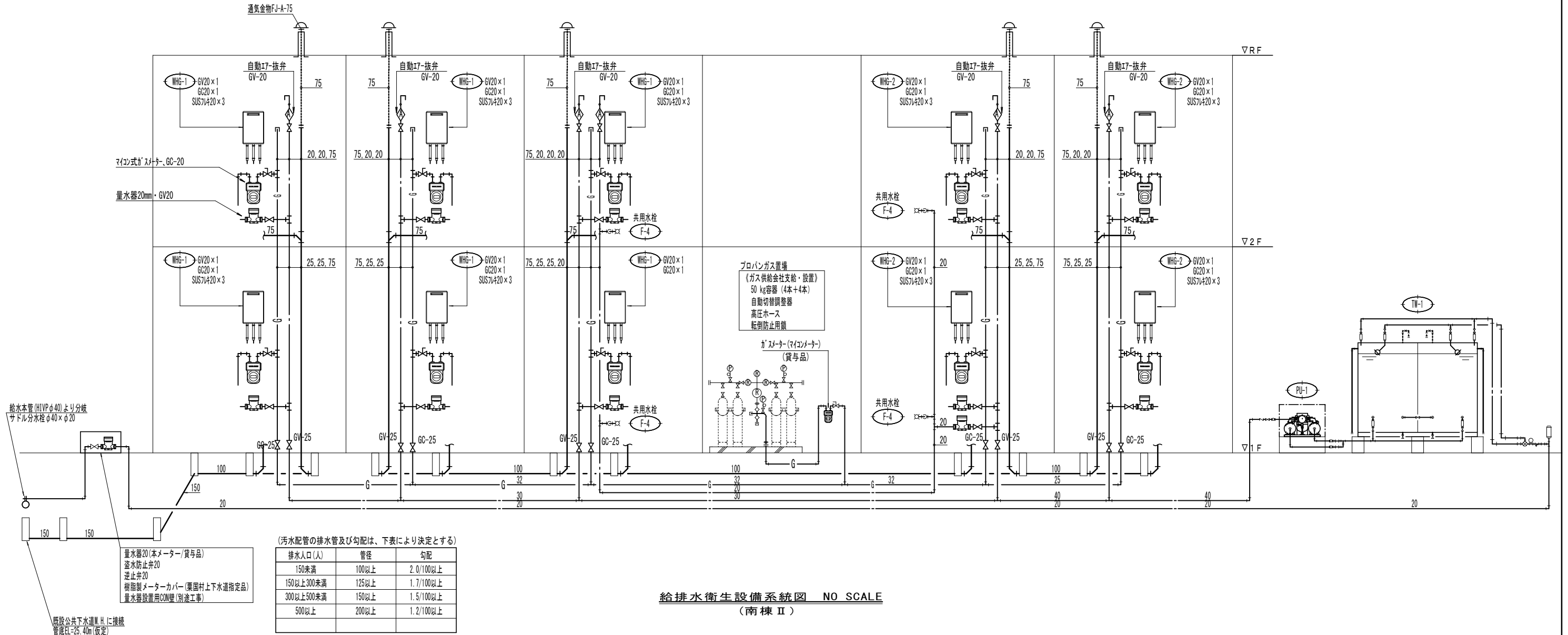
特記事項

- 延焼のおそれのある部分の開口部は令109条1項にもとづく防火戸（法第2条第九号の二の口）とする。
- 延焼のおそれのある部分の換気口で、100cmを超えるものには防火ダンパー
- 100cm以下のものには防火覆いを設ける（令112条1項・告示第1369号 第1-7項）
- 耐火構造等の防火区画を貫通する配管等は、その貫通部分から両側1m以内の部分は不燃材料とする。（令129条の2の5、1項7号・告示第1378号第2）
- 長屋又は、共同住宅の界壁は令22条の3及び114条・告示第1377号に基づく基準に適合させる。
- 給水タンク及び貯水タンクは、建告1597号に基づく基準に適合させる。
  - ・レンジフードに接触する部分は、熱伝導のない不燃材又は、不燃使用の吊戸棚を使用する。
  - ・レンジフードの排気ダクトは、鋼板又はステンレスとし、可燃物から10cm以上離隔距離を取ることが出来ない場合は、保温材（厚さ50mm以上）で被覆する。
  - ・ガス機器をPS内に設置する場合は、電気設備に防爆工事上下部に換気口100cm以上を設ける。
  - ・PSの扉は、厚さ0.8ミリ以上のステンレス又は鋼性を使用する。
  - ・ガス給湯器は、階段から周囲2M以内の範囲については厚内設置とする。
  - ・配管の腐食するおそれのある部分には、その材質に応じた有効な腐食防止の為の措置を講ずる。
  - ・圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
  - ・水槽、流し等に水を入れ又は受ける設備は、給水栓とこれら設備の溢れ面とに適当な距離を保ち逆流防止する。
  - ・排水の為の配管設備の容量及び、その算定法は『排水負荷単位法』とする。
    - ・配管の傾斜は、有効な数値を確保するものとする。
    - ・給水管に講じたウォーターハンマー防止の為の措置は『ポンプ出口に水撃防止型逆止弁』を使用する。

●ガス仕様特記事項

1. ガス栓の金属管への接続方法、ガスが漏出した場合にガスの流出を停止できる機構の種別として

ガス栓	接続方法又は過流出安全機構の種別	接続具
JIS仕様	ねじ接合	金属管、金属可とう管、金属線入り強化がスス
JIS仕様	過流出安全機構（JIS仕様）	（JIS仕様）



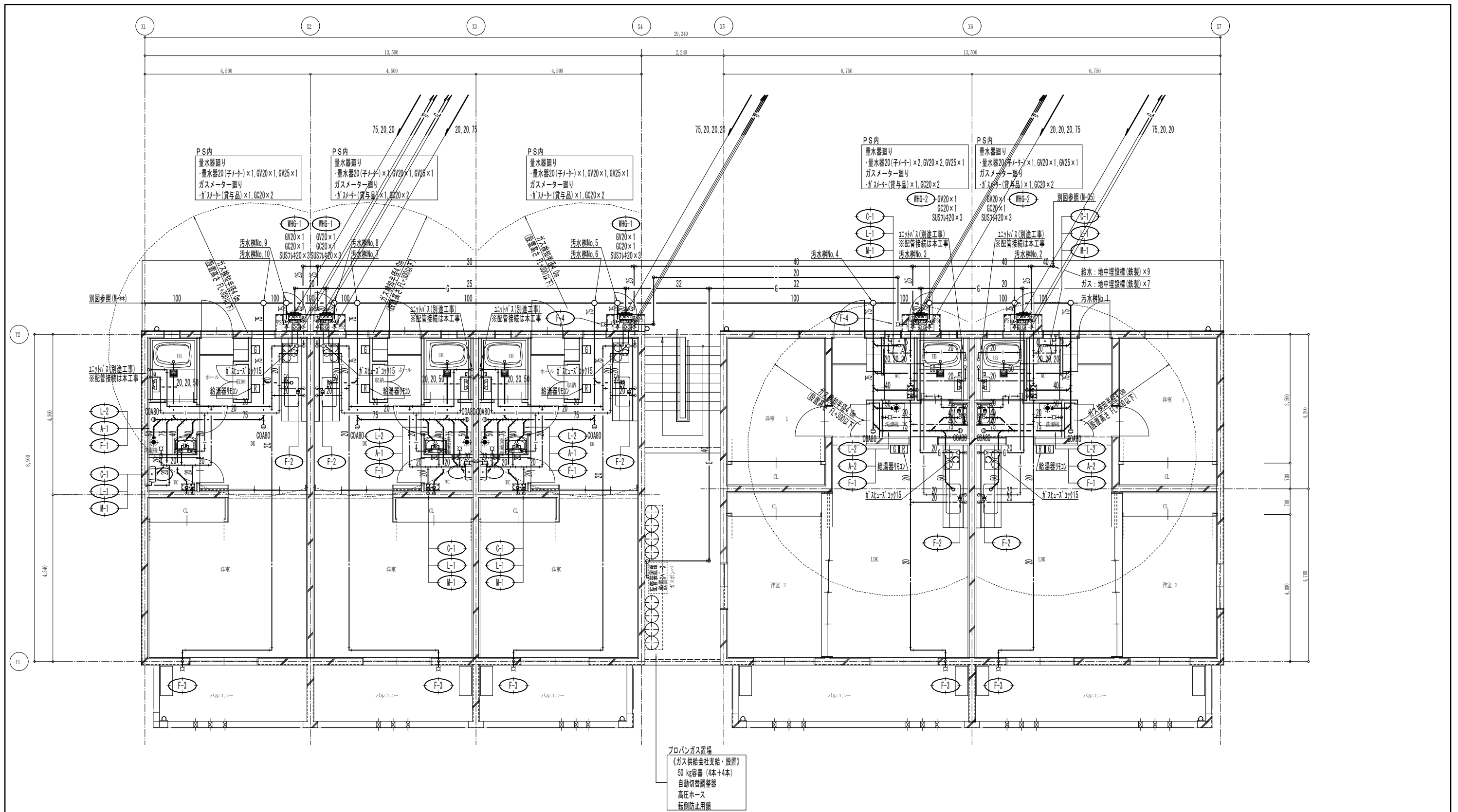
(汚水配管の排水管及び勾配は、下表により決定とする)

排水人口(人)	管径	勾配
150未満	100以上	2.0/100以上
150以上300未満	125以上	1.7/100以上
300以上500未満	150以上	1.5/100以上
500以上	200以上	1.2/100以上

給排水衛生設備系統図 NO SCALE (南棟II)

工事名称	(仮称)栗国村教育員住宅(南棟II) 新築工事(建築)	工事年度	令和5年度
工事場所	栗国村字東544番地(他3筆)	図面名称	給排水衛生設備系統図
発注機関	栗国村教育委員会	縮尺	S/N (A1) S/N (A3)
摘要		図面番号	M-07
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	(株)渡久山設計	
	資格者氏名	比嘉 義明	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第 25958号 一級建築士事務所登録第 第104-10号	
	所在地	浦添市牧港2丁目8番4号	



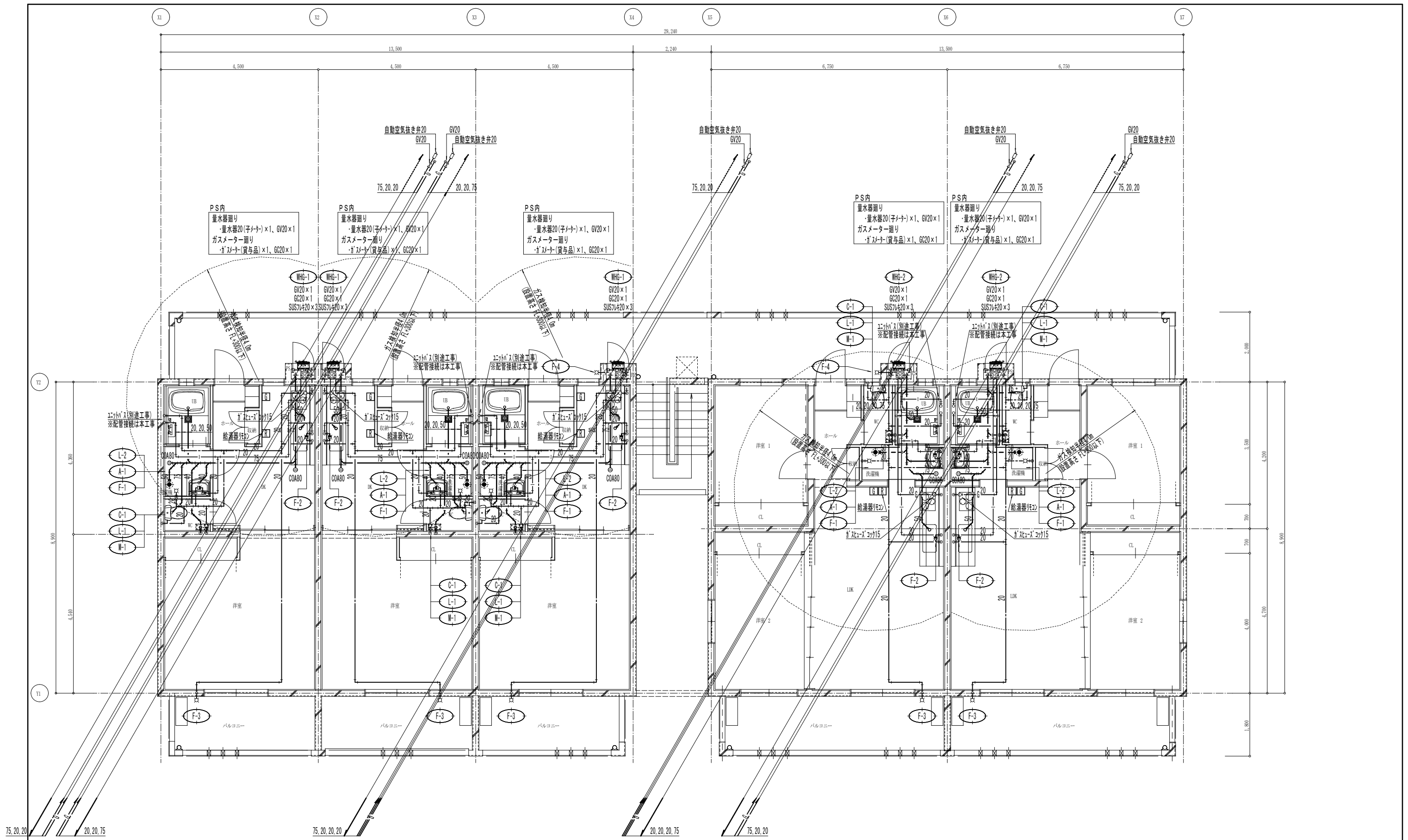


1階給排水設備平面図 S=1/50  
(南棟Ⅱ)

(汚水配管の排水管及び勾配は、下表により決定とする)

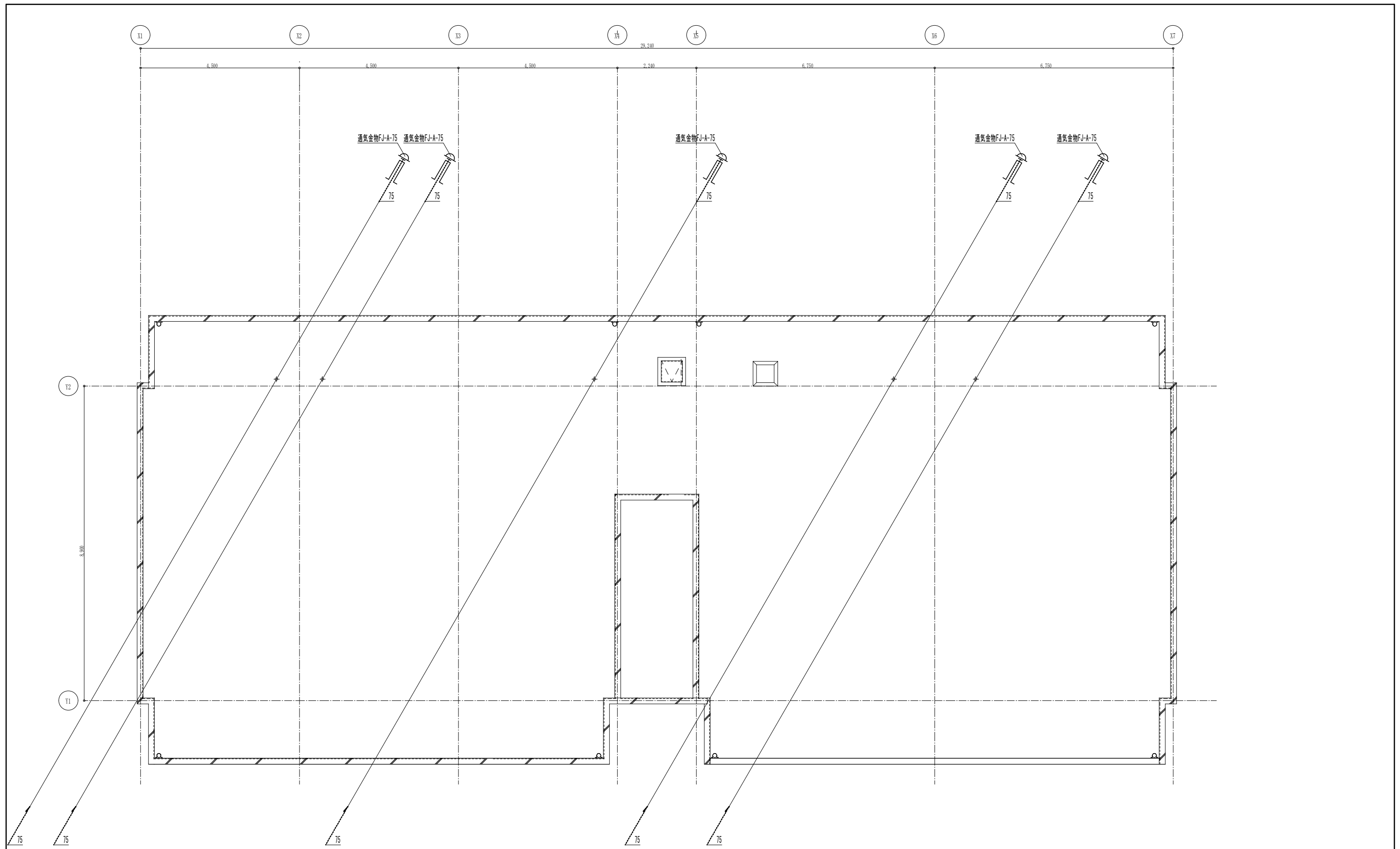
排水人口(人)	管径	勾配
150未満	100以上	2.0/100以上
150以上300未満	125以上	1.7/100以上
300以上500未満	150以上	1.5/100以上
500以上	200以上	1.2/100以上

工事名称	(仮称)栗国村教育住宅(南棟Ⅱ) 新築工事(建築)	工事年度	令和5年度
工事場所	栗国村字東544番地(他3番)	図面名称	1階給排水設備平面図
発注機関	栗国村教育委員会	縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)
摘要		図面番号	M-08
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	(株)渡久山設計	
	資格者氏名	比嘉 義明	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第 25988号 一級建築士事務所登録第 第104-10号	
所在地	浦添市牧港2丁目8番4号		



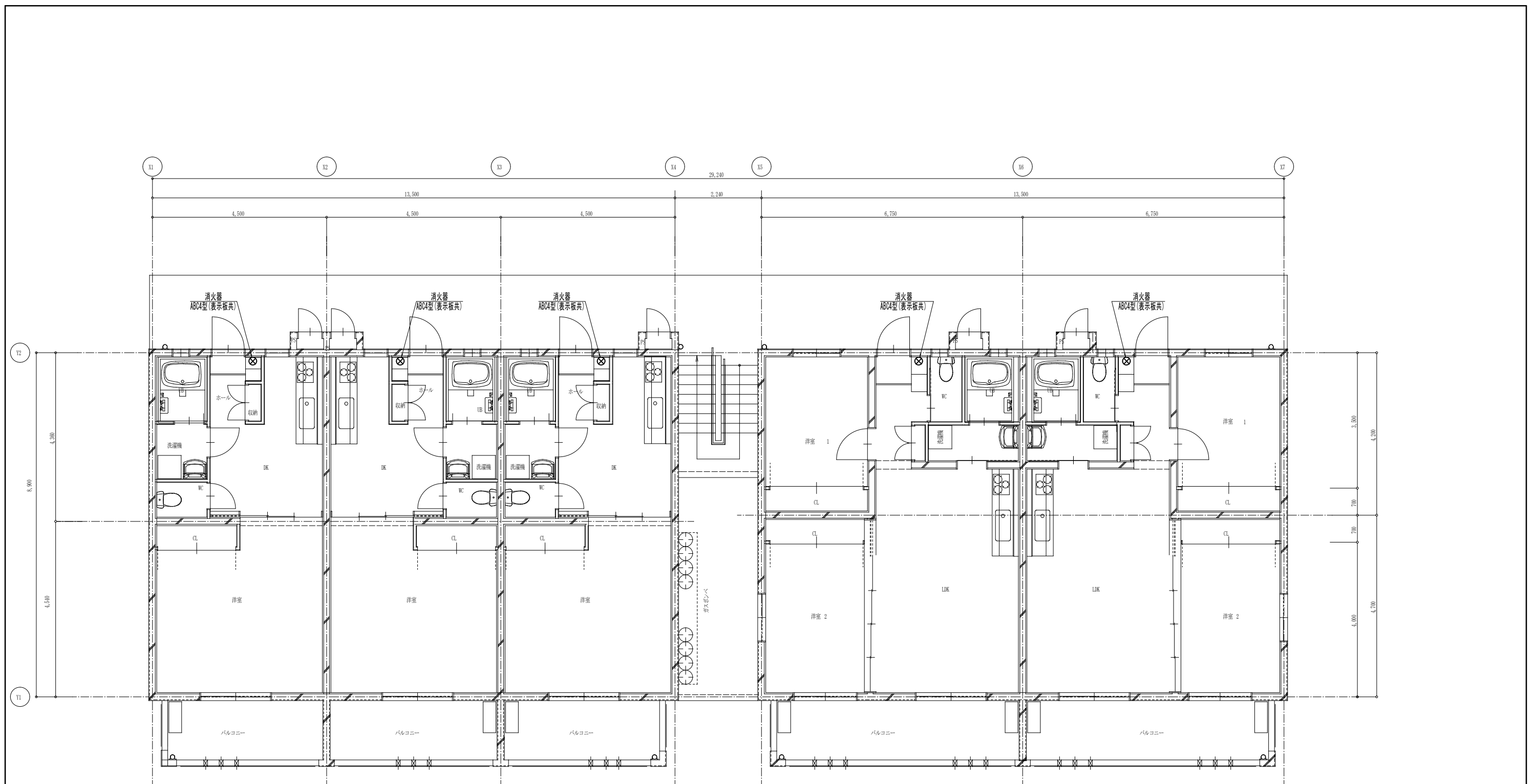
2階給排水設備平面図 S=1/50  
(南棟Ⅱ)

工事名称	(仮称)栗国村教育員住宅(南棟Ⅱ) 新築工事(建築)	工事年度	令和5年度
工事場所	栗国村字東544番地(他3筆)	図面名称	2階給排水設備平面図
発注機関	栗国村教育委員会	縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)
摘要		図面番号	M-09
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	(株)渡久山設計	
	資格者氏名	比嘉 義明	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第 25958号 一級建築士事務所登録第 第104-10号	
	所在地	浦添市牧港2丁目8番4号	



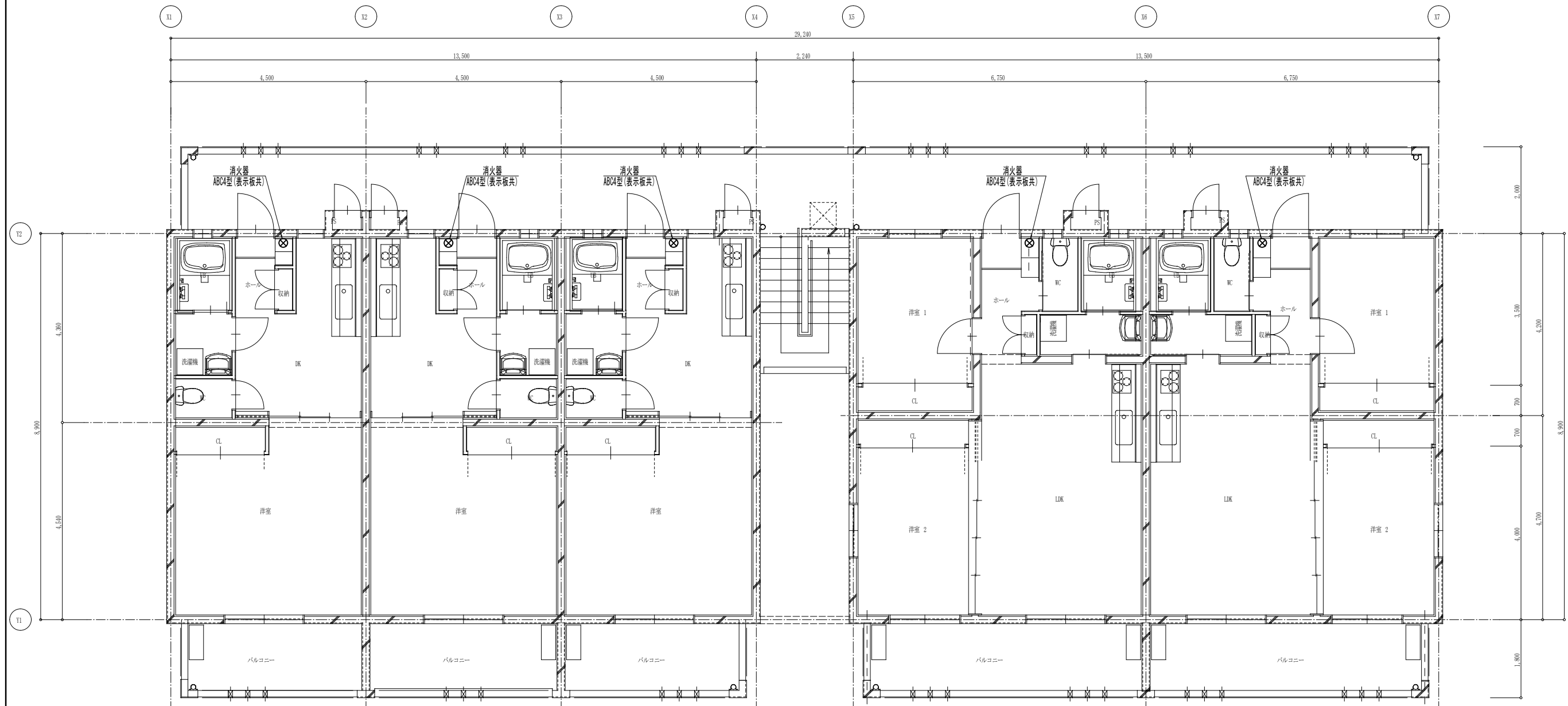
R階給排水設備平面図 S=1/50  
(南棟Ⅱ)

工事名称	(仮称)栗国村教員住宅(南棟Ⅱ) 新築工事(建築)		工事年度	令和5年度
工事場所	栗国村字東544番地(他3筆)		図面名称	R階給排水設備平面図
発注機関	栗国村教育委員会		縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)
摘要			図面番号	M-10
検印	管理建築士	設計	製図	名称 (株)渡久山設計
				資格者氏名 比嘉 義明
				登録番号 一級建築士 大臣登録 第 25958号 一級建築士事務所所在地 鹿児島県 栗国村
				所在地 浦添市牧港2丁目8番4号



1階消火設備平面図 S=1/50  
(南棟II)

工事名称	(仮称)栗国村教員住宅(南棟II) 新築工事(建築)	工事年度	令和5年度
工事場所	栗国村字東544番地(他3筆)	図面名称	1階消火設備平面図
発注機関	栗国村教育委員会	縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)
摘要		図面番号	M-11
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	(株)渡久山設計	
	資格者氏名	比嘉 義明	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第 25958号 一級建築士事務所所在地 鹿児島県 栗国村	
所在地	浦添市牧港2丁目8番4号		



2階消火設備平面図 S=1/50  
(南棟Ⅱ)

工事名称	(仮称)栗国村教育員住宅(南棟Ⅱ) 新築工事(建築)	工事年度	令和5年度
工事場所	栗国村字東544番地(他3筆)	図面名称	2階消火設備平面図
発注機関	栗国村教育委員会	縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)
摘要		図面番号	M-12
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	(株)渡久山設計	
	資格者氏名	比嘉 義明	
	登録番号	一級建築士 大臣登録 第 25958号 一級建築士事務所所在地 鹿児島県 栗国村	
	所在地	浦添市牧港2丁目8番4号	

空調機器表

機器番号	機器名称	機器仕様	冷媒配管		附属電動機			消費電力(定格)		台数	設置場所	備考
			液管	ガス管	相	電圧	圧縮機	冷房	暖房			
			φ(mm)	φ(mm)	φ	V	kw	kw	kw			
RC-1	ルームエアコン	型式: インバーターエアコン(セパレート型) 壁掛け形 冷房能力: 4.0kw (0.5~5.8kw) 暖房能力: 5.0kw (0.4~11.5kw) 附属品: ワイヤレスリモコン 室外機床置架台(コンクリート2次製品) その他付属品一式	6.4	9.5	1	200	1.1	0.83 (0.120~1.800)	0.95 (0.110~4.000)	6	1階(1DK)・洋室×3室 2階(1DK)・洋室×3室	
RC-2	ルームエアコン	型式: インバーターエアコン(セパレート型) 壁掛け形 冷房能力: 7.1kw (0.5~7.4kw) 暖房能力: 8.5kw (0.4~11.5kw) 附属品: ワイヤレスリモコン 室外機床置架台(コンクリート2次製品) その他付属品一式	6.4	12.7	1	200	2	2.34 (0.120~2.680)	2.23 (0.110~4.000)	4	1階(2LDK)・LDK×2室 2階(2LDK)・LDK×2室	

共通事項及び付属品

- 能力及び消費電力は、JIS B 8616に規定された定格条件による。
- 冷媒は新冷媒とし、冷房能力はJIS条件による。  
室外機ケーシング内外両面及び室外機フィンに耐塩害塗装を施し、保証期間は5年間とする。(フィンは除く。)
- 室外機の設置は防振処置として防振ゴムパットを使用する。
- 室外機などの据付ボルトはステンレス製とする。
- 室外機には、転倒防止用ステンレスワイヤー及びステンレスアングル、その他付属品一式を付属する。
- ワイヤー取付の際、機器保護アングル等(溶融亜鉛めっき仕上げ)を設けること。
- 室内機~室外機間に於ける制御ケーブルEM-EEF2.0-3C(内外渡り線)は冷媒管共巻とし、本工事にて設置する。
- 冷媒管の屋内・外部露出部分は配管化粧カバー(スリムダクト)仕上げとする。
- 室内機には全てリモコンスイッチを付属する。
- 電気容量は参考とする。

換気機器表

機器番号	機器名称	種別	機器仕様	付属電動機		台数	設置場所	備考
				電源	容量[w]			
FE-1	レンジフードファン	EA	型式: 深形(標準タイプ・600幅) 風量: 190m3/h 静圧: 130Pa 付属品: 150φ深形パイプフード(SUS製/ガラリ付/FD付) 側板, その他付属品一式	1	100	56	10DKタイプ...流し台(コンロ側) 2LDKタイプ...流し台(コンロ側)	FDは『120℃』仕様
FE-2	天井埋込形換気扇	EA	型式: 低騒音形 風量: 40m3/h 静圧: 20Pa 付属品: 100φ深形パイプフード(SUS製/ガラリ付) 天吊金具, その他付属品一式	1	100	9.3	10DKタイプ...WC 2LDKタイプ...WC	※24時間換気
FE-3	天井埋込形換気扇	EA	型式: 低騒音形 風量: 30m3/h 静圧: 30Pa 付属品: 100φ深形パイプフード(SUS製/ガラリ付) 天吊金具, その他付属品一式	1	100	9.3	10DKタイプ...UB 2LDKタイプ...UB	※24時間換気
OA-1	給気口	OA	型式: 風量調節・壁取付タイプ/フィルター付 口径: 100φ 付属品: 100φ深形パイプフード(SUS製/防虫網付) その他付属品一式	-	-	-	2LDKタイプ...洋室1,2	
OA-2	給気口	OA	型式: 風量調節・壁取付タイプ/フィルター付 口径: 150φ 付属品: 150φ深形パイプフード(SUS製/防虫網付) その他付属品一式	-	-	-	10DKタイプ...洋室 2LDKタイプ...LDK	

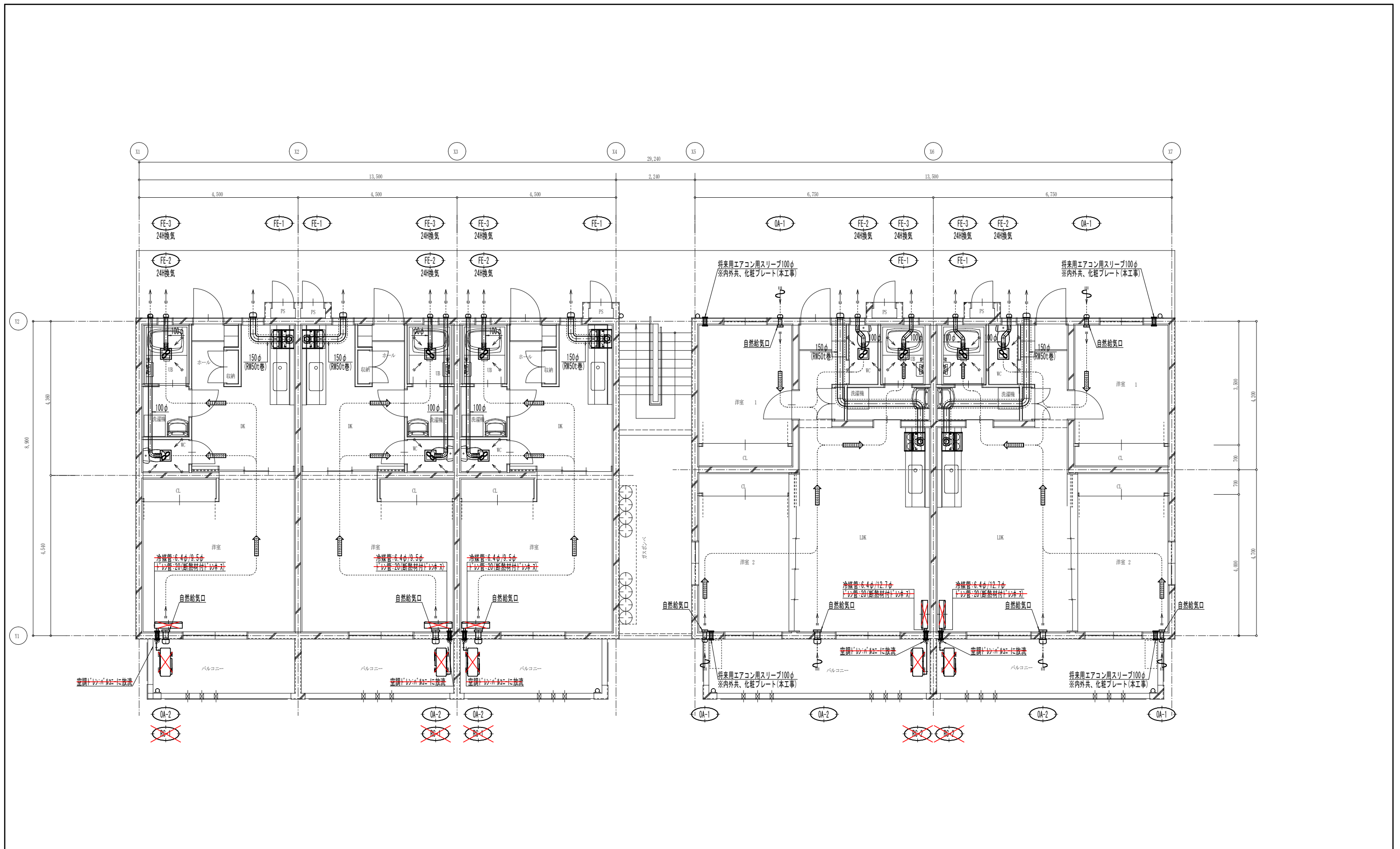
特記事項

- 排気ファンの電動機出力は、JIS C 4213 に規定された試験方法による。
- 排気ファンの電動機は、JIS C4213(低圧三相かご形誘導電動機)に規定された低圧トッランナーモータとする。
- 電気容量は参考値とする。
- 換気扇パイプフードは『指定色塗装仕様』とする。尚、色の選定については監督職員等と協議の上、決定する。

特記事項(各階共通)	建築	電気	機械
① 耐火建築物とすべき特殊建築物とする。	○		
② 延焼の恐れのある部分の開口部は乙種防火戸。 ア) 6. 8 網入り硝子、アルミサッシは通則認定品とする。	○		
③ 延焼のおそれのある部分における換気孔については、100cm <sup>2</sup> を超えるものは防火ダンパー、100cm <sup>2</sup> 以下のものは防火覆いを設ける			○
④ 防火区画等を貫通する配管は、施工令129条の2の5、1項7号の規定を遵守する			○
⑤ 換気ダクトは不燃材を使用する。(令129条の2の5・1項6号)			○
⑥ 配管等が防火区画を貫通する場合は、当該管と防火区画との隙間を不燃材料で埋める。(令112条15項・16項)			○
⑦ MB・PSの床コンクリートで層間区画する。	○		
⑧ レンジフードから10cm未満は全て熱伝導の無い不燃材とし、吊り戸棚は、国土交通大臣の不燃使用の認定を受けた製品を使用する。	○		○

特記事項(各階共通)	建築	電気	機械
⑨ ガス機器をヤス内に設ける場合は、扉はステンレス若しくは鉄板を使用し、電気設備に防煙工事を行わず、上下扉に換気口100cm <sup>2</sup> 以上を設けます。			○
⑩ ガス漏れ感知器に關しては、施工令1099号に適合させる			○
⑪ 居室の換気は、24時間換気システムとし、換気回数を0.3回/時間以上確保する。開き扉は、アンダーカット又は、換気ガラリを設ける。			○
⑫ 各居室の界壁は全て15cmのコンクリートで小屋裏又は、天井裏に連するようにする。なお、界壁等を貫通する配管設備については、上記5の事項に準ずる。			○
⑬ 廊下幅は160cm以上とし通路・階段などの壁・天井を準不燃材で仕上げる			○
⑭ 建築材料の品質は法第37条に適合させ、完了検査時または中間検査時にはミルシート及びコンクリート強度証明資料を提出する。			○

工事名称	(仮称)栗国村教育住宅(南棟Ⅱ) 新築工事(建築)	工事年度	令和5年度
工事場所	栗国村字東544番地(他3筆)	図面名称	空調・換気機器表
発注機関	栗国村教育委員会	縮尺	S/N (A1) S/N (A3)
摘要		図面番号	M-13
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	(株)渡久山設計	
	資格者氏名	比嘉 義明	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第 25988号 一級建築士事務所登録第 第104-10号	
所在地	浦添市牧港2丁目8番4号		



1階空調・換気設備平面図 S=1/50  
(南棟Ⅱ)

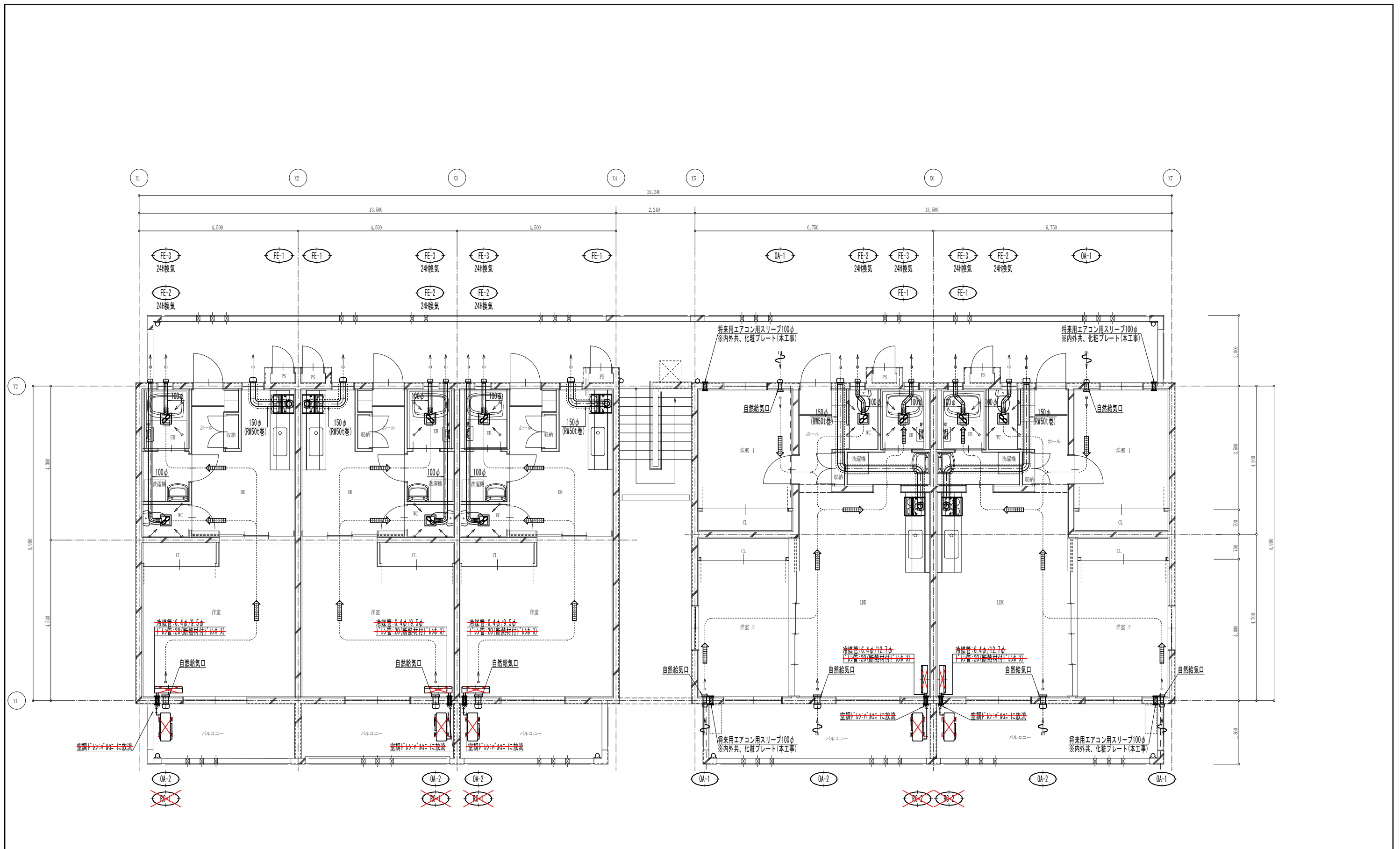
注記

※室内機～室外機間に於ける制御ケーブルEM-EEF2-0-30(内外渡り線)は冷媒管共巻とし、本工事にて設置する。

※冷媒管の室内～外部露出部分は配管化粧カバー(スリムダクト)仕上げとする。

※「FE-1」の設置に際し、火源等から排気フードの下端までの高さは、1m以下とすること。

工事名称	(仮称)栗国村教育住宅(南棟Ⅱ) 新築工事(建築)	工事年度	令和5年度
工事場所	栗国村字東544番地(他3番)	図面名称	1階空調・換気設備平面図
発注機関	栗国村教育委員会	縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)
摘要		図面番号	M-14
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	(株)渡久山設計	
	資格者氏名	比嘉 義明	
	登録番号	第一級建築士 大臣登録第 25988号 一般建築士 事務所登録第 第104-104号	
所在地	浦添市牧港2丁目8番4号		

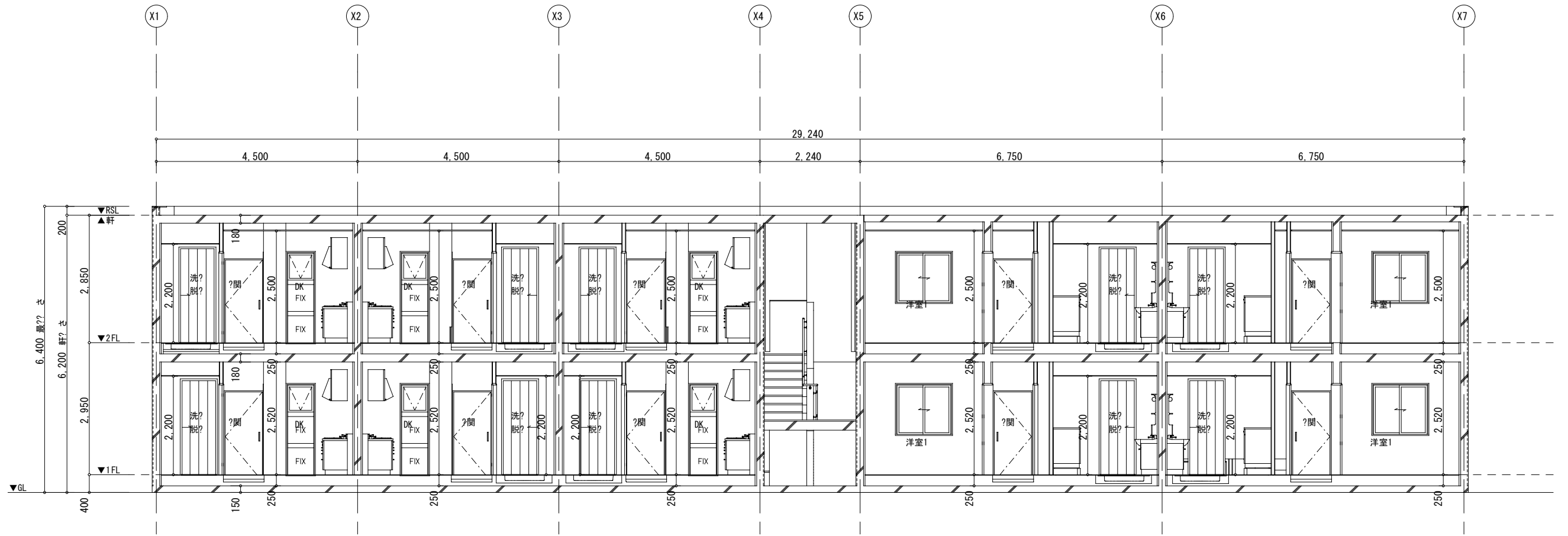


2階空調・換気設備平面図 S=1/50  
(南棟Ⅱ)

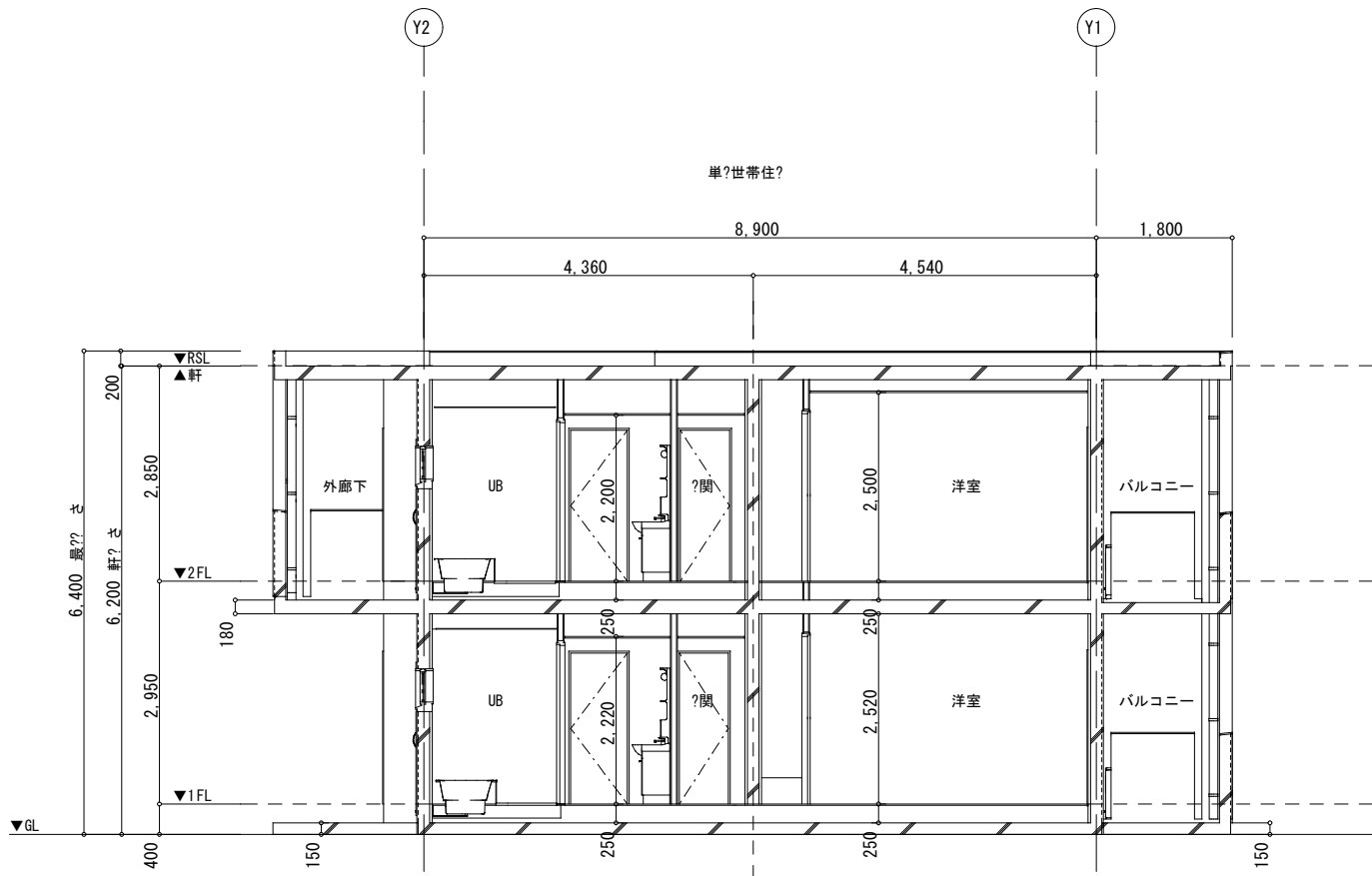
注記  
 ※室内機～室外機間に於ける制御ケーブルはEF2.0-30(内外渡り線)は冷媒管共巻とし、本工事に設置する。  
 ※冷媒管の室内～外部露出部分は配管化粧カバー(スリムダクト)仕上げとする。  
 ※「FE-1」の設置に際し、火源等から換気フードの下端までの高さは、1m以下とすること。

工事名称	(仮称)栗国村教育員住宅(南棟Ⅱ) 新築工事(建築)	工事年度	令和5年度
工事場所	栗国村字東544番地(他3番)	図面名称	2階空調・換気設備平面図
発注機関	栗国村教育委員会	縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)
摘要		図面番号	M-15
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	(株)渡久山設計	
	資格者氏名	比嘉 義明	
	登録番号	一級建築士 大臣登録 第 25958号 二級建築士 大臣登録 第 104-10号	
	所在地	浦添市牧港2丁目8番4号	

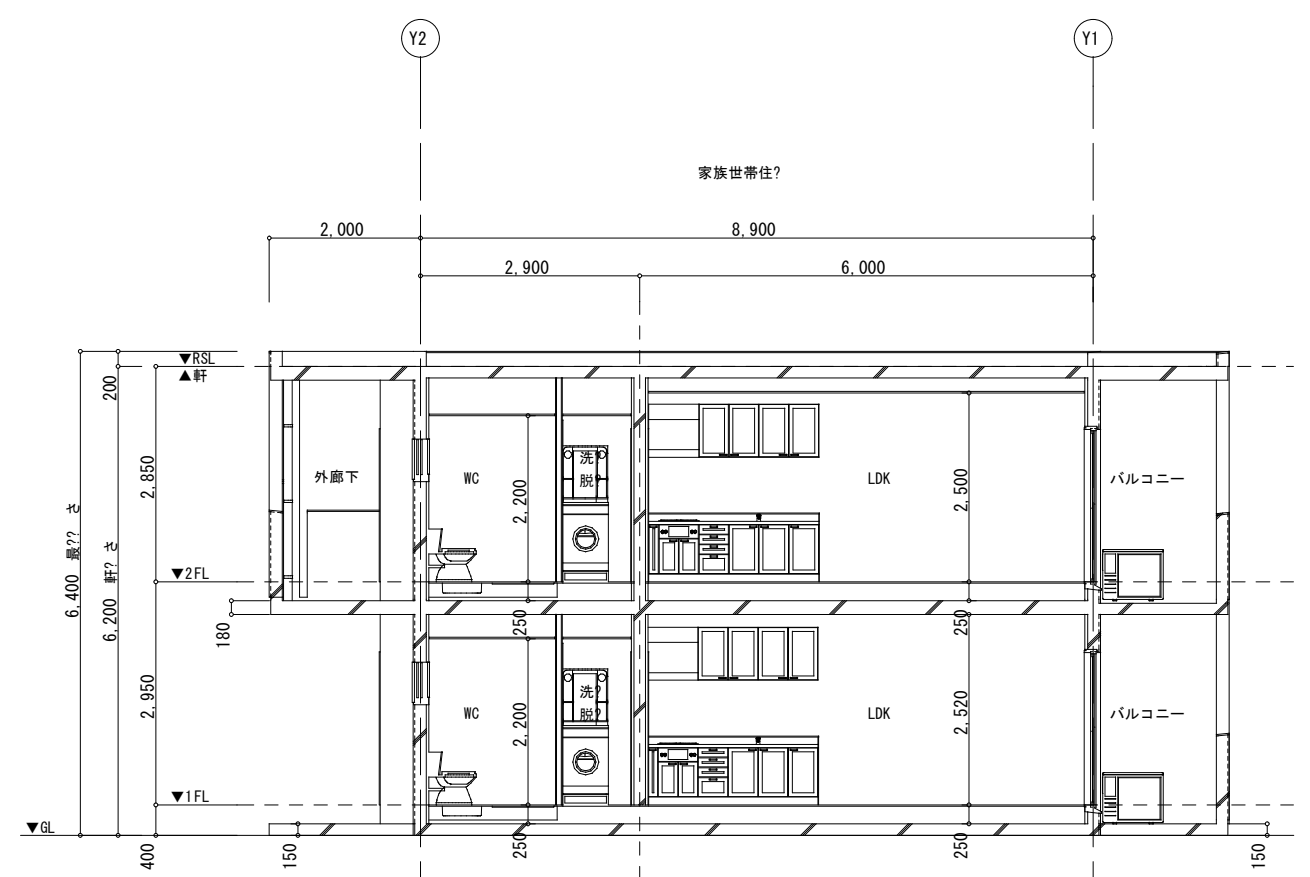




A断面図 1:50



B断面図 1:50



C断面図 1:50

工事名称	(仮称)栗国村教育員住宅(南棟Ⅱ) 新築工事(建築)	工事年度	令和5年度
工事場所	栗国村字東544番地(他3番)	図面名称	断面図(参考)
発注機関	栗国村教育委員会	縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)
摘要		図面番号	M-16
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	(株)渡久山設計	
	資格者氏名	比嘉 義明	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第 25958号 一級建築士事務所所在地 鹿児島県 栗国村	
	所在地	浦添市牧港2丁目8番4号	